

こども医療費助成に係るペナルティーを完全に廃止するとともに、制度の拡充を求める意見書

平成 28 年 1 月、沖縄県が全国に先駆けて実施した「子どもの貧困実態調査」によると、沖縄県の子供の貧困率は全国平均の約 2 倍となる 29.9%で、3 人に 1 人が貧困状態にあるという深刻な状況が明らかとなった。

多くの家庭で格差と貧困による生活困窮が問題となる中、必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子供たちの心身の健やかな成長のために必要不可欠である。

厚生労働省の調査によると、平成 29 年 4 月 1 日時点で中学生以上の年齢まで通院の医療費を助成している自治体は 1,501 自治体で 86.2%、入院の医療費を助成している自治体は 1,646 自治体で 94.5%となっている。

沖縄県においては、平成 31 年 4 月 1 日時点で中学生以上までの通院を助成している自治体は 27 自治体で 65.8%にとどまっており、県外と大きな格差が生じている。

自治体が独自に行うこども医療費助成に対しては、平成 30 年 4 月から国民健康保険に係る国庫補助金の減額措置が一部廃止されたが、年齢にかかわらず完全に廃止すべきである。

よって、本市議会はこども医療費助成制度における県外との格差を一日も早く解消するため、下記の事項が速やかに実現されるよう要請する。

記

一 こどもの医療費助成制度の現物給付に取り組む市町村の国民健康保険への国庫補助削減を全て廃止すること。

一 国の制度として中学校卒業までの医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 29 日

沖縄県宜野湾市議会